

## 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会の手続規則

これらの手続規則は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「本協定」という。）の第 27・4 条 4 に従って定められるものであり、委員会による活動の実施に適用される。これらの手続規則は、この協定に基づいて設置される小委員会、作業部会又はその他の補助機関が特定の規則を採択する場合を除くほか、それらに対しても必要な変更を加えた上で適用される。

1. 会合：本協定第 27・4 条 1 を想起しつつ、委員会は、本協定の効力発生の日から一年以内に、及びその後は締約国（協定第 1・3 条に定義されるもの）が決定する場合に、会合する。
2. 本協定第 27・4 条 3 の規定に従って、委員会は、適当な手段（電子メール又はビデオ会議を含む。）によりその活動を遂行する。進行中の活動につき締約国が委員会の本会合の開催を必要としない場合は、締約国は、指定された総合的な連絡部局（協定第 27・5 条に定められるもの）又はその他の事務レベルの連絡先との間の情報交換を通じて、活動を実施する。
3. 代表団：各締約国は、委員会の会合に先立ち、少なくとも 2 週間前にその予定されている代表団について通報するよう努める。
4. 議題：各会合の暫定的な議題は、締約国と協議の上、議長により作成される。議長は、各締約国に対して可能な限り早期に、又は少なくとも会合の 10 日前に、関係書類とともに、議題の一次案を送付するよう努める。
5. 締約国が議題に項目を追加することを希望する場合、当該締約国は、可能な限り早期に、少なくとも会合の 5 日前に、議長に対して通報すべきである。締約国は、各会合の開始時に最終的な議題を採択する。
6. 報告書：各会合後、議長は、主要な決定、勧告又は締約国によって行われる事後的対応及び議論の報告書を作成する。議長は、会合の日の終わりに採択するために、委員会に対して報告書を提出するよう努める。採択後、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、議長は、委員会の報告書を公表し、また、委員会による検討の後に、小委員会の報告書を公表する。
7. 決定：本協定第 27・3 条の規定に従って、委員会は、本協定に別段の定めがある場合又は締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、締約国間のコンセンサス方式により、決定、勧告及び解釈について採択する。適当である場合には、各決定は、決定、勧告又は解釈が有効となる日にちを定めるべきである。委員会による決定は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、公に入手可能とする。
8. 文書：委員会に対して提出された全ての文書、及び委員会によって作成された全ての文書は、議長により、通し番号を振られ、日付を付される。文書は、各締約国の関連する連絡部局又はその他の事務レベルの連絡先に対して送付される。